

## 北上市告示甲第98号

北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、高齢者の生涯スポーツの継続と健康寿命の延伸を図るため、スポーツ大会等への参加に要する移動経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 事業を実施する年度の4月1日現在において、70歳以上の者をいう。
- (2) 競技団体 公益財団法人北上市スポーツ協会の加盟団体又はスポーツを行うことを主たる目的として活動している団体をいう。
- (3) スポーツ大会等 国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会の傘下団体が主催し、又は主管する大会又は大会に準ずる交流会をいう。

#### (補助対象団体)

第3 補助金の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たす競技団体とする。

- (1) 高齢者が所属していること。
- (2) 組織の名称、代表者の選出方法、総会の方法、会計監査の方法及び意思決定手続を定めた規約等を具備していること。

#### (補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が県内（市内を除く。）で開催されるスポーツ大会等に当該補助対象団体の構成員を参加させる事業であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象団体から参加する参加者の過半数が、市内に在住する高齢者であること。

(2) 補助対象団体から参加する参加者が、11人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内に同一の補助対象団体が複数回の補助対象事業を実施した場合は、そのうち3回までを補助対象事業とする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施にあたり補助対象団体が借り上げるバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者が運行する自動車をいう。）の借上げ料（高速道路使用料等を含む。）であって、市内からスポーツ大会等の開催地までの往復に係るものとする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1回の補助対象事業につき5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を申請しようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、補助対象事業を実施する2週間前までに、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）にスポーツ大会等の開催要項、参加予定者の名簿その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第9 申請団体は、第8の規定による交付の決定を受けた後において、当該決定を受けた内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第3号）に、変更の場合は変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付請求書（様式第5号）に補助対象経費の支出をしたことがわかる書類、参加者の名簿その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付申請書

年度において北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱第7の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請額 金 円

2 補助対象経費

項目	内 容		経費の額
バス借上げ料	事業者名		円
	区 間	出発地 _____ ~ 到着地 _____	

3 出発日 年 月 日出発

4 参加人数 人（うち市内在住の70歳以上 人）

5 添付書類

様式第2号(第8関係)

北上市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者氏名

北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱第8の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付額 金 円

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱第9第1項の規定により、関係書類を添えて承認申請します。

記

- 1 変更（中止）の理由
- 2 変更の内容

補助金	変更前	円
	変更後	円

様式第4号(第9関係)

北上市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者氏名

北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付決定変更(中止)  
承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱第9第2項の規定により、補助金の交付を変更(中止)することに決定したので通知します。

年 月 日

北上市長



1 変更(中止)の理由

2 補助金交付額	変更前	金	円
	変更後	金	円

年 月 日

北上市長 様

請求者 所在地  
名称  
代表者氏名

北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった補助金について、北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱第10の規定により、次のとおり請求します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 請求額      | 金 | 円 |
| 3 | 振込先口座    |   |   |